

指定法人の費用について

1. 現行の指定法人業務の費用負担の考え方

指定法人業務に関する費用負担の基本的な考え方は、平成16年3月開催の第6回産業構造審議会・中央環境審議会合同会議において整理され、指定管理法人業務に関する費用は、ユーザーが支払う資金管理料金及び情報管理料金に加え、自動車製造業者等が自主的に負担している。【別紙参考1】

(1) 指定法人業務のイニシャルコスト

自動車製造業者等は、自動車リサイクル制度において中心的な役割を果たすべき存在として、資金管理や電子マニフェスト制度等に要する情報システムのプログラム構築費用と2005年までの指定法人の施行準備に要する人件費等のイニシャルコスト約142億円について全額負担。

(2) 資金管理法人のランニングコスト

自動車所有者にはリサイクル料金以外に資金管理法人に関するランニングコストを資金管理料金として負担いただくが、自動車製造業者等は、①新たな自動車リサイクル制度の中心的役割を果たすべき存在として基盤的コストを、②リサイクル料金の払渡しを受ける立場として一定のコストを負担する。

具体的には、

①資金管理業務に必要な基盤的コストである人件費、施設管理費等は、自動車製造業者等が負担

②情報システム機器のリース費用やメンテナンス費、外部委託費、通信費、リサイクル料金に関する普及・広報に必要な費用、といった自動車製造業者等も便益を受ける業務に必要な費用は、自動車所有者と原則折半として自動車製造業者等が一部負担

となり、資金管理料金としては、上記②のうち自動車製造業者等が負担した残りの原則折半部分に加えて、

③リサイクル料金の預託収受に要する費用(収受事務の委託コストや収受に必要な機器のリース費用、預託確認に必要な国土交通省等からの情報の取得に要する費用など)と資金運用に要する費用

④資金管理法人の独立性・公開性の確保(資金管理業務諮問委員会や外部監査等)に要する費用が含まれる。

(3) 情報管理センターのランニングコスト

自動車所有者にはリサイクル料金以外に情報管理センターに関するランニングコストを情報管理料金として負担いただくが、自動車メーカー・輸入業者は、①新たな自動車リサイクル制度の中心的役割を果たすべき存在として基盤的コストを、②電子マニフェスト情報をリサイクル料金の払い渡し請求のエビデンスとして利用する立場として一定のコストを負担する。

具体的には、

①情報管理業務に必要な基盤的コストである人件費、施設管理費等は、自動車製造業者等が負担

②情報システム機器のリース費用やメンテナンス費、外部委託費、通信費、電子マニフェスト制度に関する関係事業者向けの普及に必要な費用、といった自動車製造業者等も便益を受ける業務に必要な費用は、自動車所有者と原則折半として自動車製造業者等が一部負担

と整理される。

2. 現行の費用負担額(平成 25 年度決算ベース)

(1) ユーザー全額負担分(資金管理人)

○リサイクル料金の預託收受に要する費用と資金運用に要する費用【12. 3億円】

費用	内容	金額(千円)
新車購入時・引取時預託手数料等・・・①		
新車購入時預託関連		
新車購入時預託委託手数料	リサイクル料金の預託関連業務に対するディーラー等への委託手数料	873,792
リサイクル料金等収納手数料(新車分)	資金管理人がコンビニ等を通じてリサイクル料金を收受する際に発生する手数料	1,445
印刷物作成・送付費(新車分)	リサイクル券の増刷・発送費用等	28,208
引取時預託関連		
引取時預託委託手数料	リサイクル料金の預託関連業務に対する引取業者への委託手数料	24,084
リサイクル料金等収納手数料(引取)	資金管理人がコンビニ等を通じてリサイクル料金を收受する際に発生する手数料	10,789
印刷物作成・送付費(引取)	リサイクル券の増刷・発送費用等	3,658
預託関連その他支出	債権回収業務費用、預託金補填額等	11,699
登録情報取得費(新車・変更分)・・・②	預託情報等を管理するために必要な自動車登録情報等を購入する費用	259,487
資金運用管理費用・・・③	債権資産管理業務に要する費用	2,914
債権回収業務関連費用・・・④	債権回収業務に係る施設管理費等	3,476
消費税	消費税納付額(②を含む)	7,282

○独立性・公開性の確保に要する費用【0. 2億円】

費用	内容	金額(千円)
監査・委員会運営等費用・・・⑤		
監査費用・税理士顧問料等	会計監査費用・税理士顧問料等	23,132
委員会運営費	資金管理業務諮問委員会等の開催費	968

(2) ユーザー・自動車製造業者等折半分(資金管理人・情報管理センター)【19. 5億円】

費用	内容	金額(千円)
システム改修・保守費用・・・⑥		
資金管理人分合計	システム改修・保守費等	1,197,471
情報管理センター分合計	システム改修・保守費等	750,637

(3) 自動車製造業者等全額負担分(資金管理人・情報管理センター)【4. 4億円】

費用	内容	金額(千円)
指定法人業務に係る人件費・施設管理費・・・⑦		
資金管理業務		
人件費	役職員の報酬・給与・福利厚生費等	195,629
施設管理費等	事務所賃借料等	44,397
財団運営費等の資金管理人負担分	事務統括部の人件費・施設管理費等	62,091
情報管理センター		
人件費	役職員の報酬・給与・福利厚生費等	84,030
施設管理費	事務所賃借料等	15,025
財団運営費等の情報管理センター負担分	事務統括部の人件費・施設管理費等	35,932

※平成 25 年度 JARC 決算資料より経済産業省作成

3. 指定法人業務の費用分担の検討

指定法人業務(資金管理法人・情報管理センター)の費用分担に関しては、法施行後5年目に検討され、自動車リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書(平成22年1月)において「現在、自動車リサイクル制度において中心的な役割を果たすべき存在として、自動車製造業者等は資金管理法人及び情報管理法人のランニングコストのうち基盤的経費の全額と事業費等の半額を負担しているところである。法制度の立ち上げ期を経た今もなお、この役割は変わっておらず、引き続き現行どおりの分担とすべきである。ただし、その細部については、上記を原則としつつも、効率性の観点から実情に応じ判断されることとなる。」とされた。【別紙参考2】

この費用分担の考え方に基づき指定法人の業務運営は引き続き行われており、10年間の制度運営の結果、業務運営の安定化・効率化が図られている。ユーザー及び自動車製造業者等が指定法人の業務運営により受ける便益や自動車リサイクル制度において果たすべき役割を踏まえて、改めて費用分担のあり方を検討してはどうか。

指定法人の費用項目について、ユーザー及び自動車製造業者等が指定法人の業務運営により受ける便益及び自動車リサイクル制度において果たすべき役割に関して、論点を示す。

	項目	金額 (千円)	現行の考え方	論点
ユーザー 全額負担分	①新車購入時・引取時預託手数料等	953,675	自動車製造業者等が負担する費用でない費用を、ユーザーが負担する	リサイクル料金の預託は、制度上、ユーザーが資金管理法人に行うこととされているが、ユーザーに代わってディーラー等が資金管理法人に預託する業務を行っているため、ディーラー等に手数料が支払われている。こうした手数料は、引き続き、 <u>ユーザーが便益を受け、ユーザーが負担すべき費用と考えられるか。</u> ※当該手数料額については、4.において後述する。
	②登録情報取得費(新車・変更分)	259,487		情報管理を行うに当たって必須の費用であり、適切な情報管理を通じて、 <u>ユーザー及び自動車製造業者等の双方が便益を受け、双方が負担すべき費用と考えられるか。</u>
	③資金運用管理費用	2,914		ユーザーから受け取ったりサイクル料金を管理・運用するために必要な費用であり、適切にリサイクル料金が管理・運用されることを通じて、 <u>ユーザー及び自動車製造業者等の双方が便益を受け、双方が負担すべき費用と考えられるか。</u>
	④債権回収業務関連費用	3,476		ユーザーから預託されたりサイクル料金が倒産等の理由で預託されなかった場合等の債権回収に要する費用であり、 <u>ユーザー及び自動車製造業者等の双方が便益を受け、双方が負担すべき費用と考えられるか。</u>
	⑤監査・委員会運営等費用	24,100		指定法人業務が、自動車製造業者等を含む自動車リサイクルに係る関係主体に対して中立的な業務運営を担保するための費用であり、その目的を達成する上では、 <u>引き続きユーザーに負担を求める必要のある費用と考えられるか。</u>
折半	⑥システム改修・保守費用	1,948,108	自動車製造業者等は、リサイクル料金の払渡しを受ける立場として、ユーザーと共に一定のコストを負担する	情報システムの更新や管理に必要な費用であり、適切な情報管理を通じて、 <u>ユーザー及び自動車製造業者等の双方が便益を受け、双方が負担すべき費用と考えられるか。</u>
メーカー等負担分	⑦指定法人業務に係る人件費・施設管理費(純粋管理部門を除く)	339,081	自動車リサイクル制度の中心的役割を果たすべき自動車製造業者等が、基盤的コストとして全額負担する	指定法人の業務運営を通じ適切な資金管理や情報管理、問い合わせへの対応等、ユーザー、自動車製造業者等の双方が便益を受け、 <u>自動車製造業者等に加えてユーザーにも負担を求めるべき費用と考えられるか。</u>
	⑦指定法人業務に係る人件費・施設(純粋管理部門)	98,023		指定法人業務を支える純粋管理部門の人件費・施設管理費については、ユーザーに負担を求める指定法人業務ではなく、 <u>引き続き自動車製造業者等の負担が必要な費用と考えられるか。</u>

4. 費用の精査及びチェック機能の強化

制度開始から10年を経て業務内容が安定化・効率化してきたことを踏まえ、改めてJARCが支出する費用を精査するべきではないか。その際、費用分担の見直しを行った場合にも、ユーザー及び自動車製造業者等の費用負担が減少するような見直しがなされるべきではないか。

例えば、リサイクル料金の預託時の手数料については、ディーラー等における預託業務の効率化や通信環境の変化等を踏まえ、費用の見直しが可能ではないか。

また、PDCAサイクルの強化を通じて全体のコスト低減を目指すとともに、関係主体間の情報共有の円滑化やデータの活用等の観点からサービス向上を図るなど、JARCが蓄積した情報・知識・能力を自動車リサイクル制度全体に還元していくべきではないか。

OPDCAサイクルの構築を通じた内外部からの評価(第39回合同会議資料より抜粋)

